第三者委員報酬及び費用弁償に関する規程

第三者委員報酬及び費用弁償に関する規定

（目的）

第１条　この規定は、社会福祉法人羽地福祉会第三者委員（以下「委員」という。）に対する費用弁償に関する事項を定めることを目的とする。

（費用弁償）

第２条　前条が定める者が、その職務の為に出張する場合は、費用弁償として旅費を支給する。

２　前条の旅費の支給方法は、星のしずく保育園職員旅費規程に準じ１等級総統とする。

（第三者委員報酬）

第３条　第三者委員が、委員会に出席した時には１回につき２，０６３円（源泉徴収後２，０００円）を支給する。

この規程は平成２３年　４月　１日より施行する。